

東京地裁も裁決と同様の結論示す

不動産賃貸業者保有の金地金は 棚卸資産に該当と判断

課税事業者から免税事業者となった日の前日に原告が購入した金地金が消費税法上の棚卸資産に該当するか否かが争われた事案で、東京地裁民事51部（岡田幸人裁判長）は令和7年10月30日、当該金地金は消費税法上の棚卸資産に該当し、棚卸資産に係る消費税額の調整規定（消法36⑤）の適用によりその仕入れに係る消費税額は控除対象仕入税額に含まれないとした原処分を適法とした。

金地金のようなトレーディングを目的として取得する資産について、取引額が大きいことを主たる理由として棚卸資産に該当するとした裁決（令和6年4月25日）に対し、専門家の間では企業会計上は違和感があるとの意見もあったが（本誌1056号参照）、東京地裁も裁決とほぼ同様の考えを示した点、注目される。

課税期間に購入した金地金を免税期間に売却、還付認めず

不動産管理・賃貸業等を営む原告の納税義務の変遷は図のとおり。課税事業者選択届出書の提出により平成30年12月1日から課税事業者であった原告は、令和4年2月28日に課税事業者選択不適用届出書を提出したことにより、令和5年2月期には免税事業者となった。

同時に、令和4年2月28日に約5億2,000万円の金地金を購入し、免税事業者となった令和4年3月3日に売却した。原告は、本件金地金の取得価額を課税仕入れに係る支払対価の額に含めて令和4年2月期の消費税等の確定申告（還付申告）を行ったが、処分行政庁は、本件金地金は消費税法上の棚卸資産に該当し、同法36条5項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》の規定により控除対象仕入税額に含めることができないとして、更正

処分等を行った。

東京地裁は、棚卸資産に該当するか否かの判断基準について、企業会計原則注解の注16及び棚卸資産会計基準3項を踏まえると、棚卸資産とは、営業活動としての販売をすることを目的として取得・保有するものと解すべきであり、その目的の有無は、①当該資産を保有する主体の事業目的、②当該資産を保有するに至った経緯、③取得時の当該資産の使用・収益・処分等に係る方針等の客観的事実により類型的に判断されるべきとの考えを示した。

原告は、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」65項を踏まえて、金地金が棚卸資産であるというためには、金地金の売買を業としていることが定款の上から明らかであり、かつ、トレーディング業務を日常的に遂行し得る人材から構成さ